

大崎町民間賃貸住宅建設補助事業

民間活力による賃貸住宅等の建設を促進し、町民の定住と町内への移住促進を図ることを目的として、住宅建設に要した経費を補助します。

【補助対象物件(者)】 1～4全てに該当すること

1	民間賃貸住宅及び立地企業の従業員宿舍(以下、「賃貸住宅等」)で、組立式住宅(プレハブ等)を除く新築建物とし、一戸建住宅及び集合住宅で、1戸当たりの床面積が16.5㎡以上で各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設けられているもの。(従業員の場合は共同でも良い)
2	建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合する構造であること。
3	補助金の対象となる賃貸住宅等を建設する者は、個人又は法人とし、次の(1)～(3)すべてに該当する者 (1) 町税等を滞納していない者 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者 (3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者
4	次の(1)～(2)に該当する賃貸住宅は、補助金の対象としない。 (1) 申請者が個人の場合、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族が入居するもの (2) 申請者が法人の場合、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族が入居するもの

【申請期限】

賃貸住宅等の取得(登記完了)日から **1年以内**

【補助金額】

補助金の額は、下の表のとおりです。ただし、賃貸住宅等の床面積は建築基準法に基づく延べ床面積とし、所有者が管理するために占用する面積、及び賃貸住宅等の本体から独立した建築物は除くものとします。

住宅の種別	1戸当たり上限	3.3㎡当たり上限	1団当たり上限
戸建て住宅	130～200万円	13～20万円	780～1,200万円
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の集合住宅	130～200万円	13～20万円	1,560～2,400万円
木造の集合住宅	50～120万円	5～12万円	600～1,440万円
その他の構造の賃貸住宅等	10～80万円	1～8万円	120～960万円

※戸建て住宅は、外皮平均熱貫流率(UA値)が0.60以下と認められる住宅を建設した場合、1戸当たり50万円を限度として3.3㎡当たり5万円(1団当たりの上限額は300万円)を加算します。

※補助額の上限は、申請者(個人又は法人)の住所、建設する業者の住所によって異なります。詳細は、大崎町ホームページをご確認ください。